

通信・放送の在り方に関する懇談会第10回会合議事要旨

- 1 日 時 平成18年4月20日(木) 17:30~19:20
- 2 場 所 総務省5階第4特別会議室
- 3 出席者 松原座長、久保利構成員、菅谷構成員、林構成員、古川構成員、村上構成員
竹中大臣、山崎副大臣、平井総務審議官、竹田情報通信政策局長、清水政策
統括官、須田総合通信基盤局長

4 議事要旨

(1) ①融合時代の法体系と行政組織、②融合時代の通信の在り方、③NHKの在り方について集中的に議論。

(2) 論点

(IPマルチキャストと著作権)

- ・ IPマルチキャストと著作権については、地上デジタル放送の再送信、電気通信役務利用放送、さらにVODなどの放送以外のサービスをどう位置づけるかという問題があるのではないか。
- ・ EUでは、「リニア放送」、「ノンリニア放送」との考え方を視聴覚メディアサービス指令案で示しているが、これらも参考に検討してはどうか。
- ・ IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信及び電気通信役務利用放送については、著作権法上の放送と同じ位置づけとすべきという点について共通認識。
- ・ 政府解釈の変更か立法措置かという点はこだわらず、速やかに対応すべきという点について共通認識。

(通信・放送の法体系、行政の在り方)

- ・ 通信と放送が融合しつつあるなかで、法体系が分かれていることが自由な事業の発展を阻害するおそれがあるのではないか。
- ・ 法律的に統合したものが必要か、今の法体系で何が問題かを整理する必要があるのではないか。
- ・ オープンなネットワーク、端末で行うプログラム放送を「融合放送」として、新「放送」サービスに位置づけられないか。
- ・ 通信と放送の違いは、コンテンツの中身に責任を持つかどうかという点であり、映倫のような自主規制とするか、放送事業者に近い規律を課すのかという視点から考えて、後者を新「放送」と位置づけてはどうか。また、振興面も含め、実態を踏まえて議論すべきではないか。
- ・ 法体系については中期的な課題であること、行政組織の在り方についてもそれに併せて検討すべきであることについて共通認識。

(電波監理)

- ・ 圧縮技術の進展で例えば放送に割り当てた帯域に余剰が生じたときに他の用途へ転用を可能とするなど免許の在り方を検討してはどうか。
- ・ 一種の帯域のような免許を与えてしまって、通信・放送で自由に使っていいということになると、規律が効かないのではないか。
- ・ 定期的に電波が効率的に使われているかレビューをしていくことが重要ではないか。
- ・ 2011年のデジタル化完了により空きが生ずるVHFとUHF帯についてどういう形で利用するのがよいか、検討すべきではないか。

(融合時代の通信の在り方)

- ・ NTTの在り方については、①持株会社を存続する現状維持の形態、②BTのオープンリーチのように、NTTのアクセス部門について機能分離を進める形態、③アクセス部門を別会社として構造分離する形態、④アクセス部門を切り離した上で、持株会社を廃止し、完全に資本分離する形態の4つのオプションがあるのではないか。
- ・ 他の事業者が垂直統合を進める中で、NTTの資本分離はデメリットの方が大きい。他方、アクセス部門に競争規律が必要なことは明確であり、会計分離に止まらず、人事交流の禁止、ブランドの分離など機能分離を進めるべきではないか。
- ・ 巨大なNTTが新しい業務を行うときには認可等いろいろ制約を課さざるを得ないのであれば、完全に資本分離した上で、自由にした方がNTTにとってもよいのではないか。
- ・ ユニバーサルサービスについては、分離したNTTのアクセス部門に義務をかけなくても、電気通信事業法により措置することもできるのではないか。
- ・ NTTの在り方と、電気通信の規制の在り方とはセットで議論すべきではないか。

(NHKの在り方)

- ・ 改革を進めている中で新たな不祥事が発覚したことは大変なショック。経営委員会によるガバナンスが効いていないのではないか。
- ・ 制作、編成、インフラという機能毎にNHKの公共性、ガバナンスの在り方をチェックすべきではないか。
- ・ BBCの経営委員会と比較すれば、経営委員の一部常勤化、事務局機能の強化など経営委員会の在り方を変えるべきではないか。
- ・ 受信料の罰則化等については、ガバナンスの強化とその成果を踏まえないと国民の理解を得られないのではないか。
- ・ NHKは視聴者からのガバナンスが効かない。仮に受信料の罰則化等を行うと、支払い拒否という視聴者のNHKに対するチェック機能が失われるのではないか。

(3) 次回会合 5月9日(火)開催。